

久御山町ふれあい交流館ゆうホール使用料

(単位:円)

施設名等	区分	施設使用料・()内冷暖房使用料		
	使用区分	午前	午後	夜間
	使用時間	午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
交流ホール	平日	6,600 (2,700)	8,800 (3,600)	8,800 (3,600)
	土・日・祝	7,900 (2,700)	10,500 (3,600)	10,500 (3,600)
創作活動室		1,200 (700)	1,600 (900)	1,600 (900)
視聴覚室		900 (300)	1,200 (400)	1,200 (400)
ミーティングルーム		900 (300)	1,200 (400)	1,200 (400)
ボランティアルーム		600 (300)	800 (400)	800 (400)
交遊室		1,500 (700)	2,000 (900)	2,000 (900)
マルチメディアルーム		機器1台1時間につき200円		
メディア工房		1時間につき400円		

備考

- 1 冷暖房期間中に使用するときの基本使用料は、施設使用料と()内冷暖房使用料の合計とする。ただし、冷暖房の使用期間は、おおむね6月15日から9月30日及び11月20日から翌年の3月31日までとする。
- 2 交流ホールの2分の1使用の場合は、基本使用料の半額とする。
- 3 ボランティアルームの2分の1使用の場合は、基本使用料の半額とする。ただし、ボランティア団体の使用は、無料とする。
- 4 使用区分の前又は後に1時間延長して使用する場合(午後10時以降を除く。)の当該時間の基本使用料は、午後の施設使用料及び冷暖房使用料にそれぞれ4分の1を乗じて得た額とし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。ただし、当該使用は1時間を限度とし、当該使用が1時間未満であるときは、これを1時間とみなす。
- 5 久御山町に在住、在勤及び在学する以外の者の施設使用料は、表中の施設使用料の額に2を乗じて得た額とする。
- 6 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって入場させる場合の施設使用料は、表中の施設使用料の額に10分の50を乗じて得た額を加算した額とする。